

14 農業・農村の6次産業化

【解説】

ここには、「6次産業化総合調査」結果から、農業・農村における6次産業化の取組状況に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 調査対象

調査対象の母集団リストは、前年度に実施した調査結果をもとに、地方自治体、関連団体等からの情報収集により作成した。

ア 農産加工（農産物の加工を営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産加工場）

イ 農産物直売所（農産物直売所を営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産物直売所）

ウ 観光農園（観光農園を営む農業経営体）

エ 農家民宿（農家民宿を営む農業経営体）

オ 農家レストラン（農家レストランを営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農家レストラン）

なお、農業協同組合等が運営する農家レストランについては、平成24年度から調査の対象とした。

(2) 調査対象期間及び調査実施時期

ア 調査対象期間

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成30年度の期間を含む1年間とした。

イ 調査実施時期

令和元年10月上旬から令和元年11月上旬までの間に実施した。

(3) 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

2 統計利用上の留意事項

各統計表の事業体数及び経営体数は、1の位を四捨五入している。

（例：4経営体→0経営体）

3 調査上の主な約束事項（用語の解説）

事業体	農業生産関連事業を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営する農業生産関連事業の事業所をいう。 なお、農業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、その営んでいる事業ごとにそれぞれ1事業体としてカウントした。
年間販売（売上）金額	農業生産関連事業における年間販売（売上）金額は、1年間（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の事業による販売（売上）金額をいう。

	ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成30年度の期間を含む1年間とした。																						
従事者	農業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世帯員、経営者、役員等を含む。																						
雇用者	農業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいう。																						
通年営業	各事業において1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいう。 なお、通年営業以外の場合を季節的営業とした。																						
常設施設	農産物直売所において、直売専用に使っている常設の施設（簡易な小屋等を含む。）、農産加工場や温室など他の用途と兼用している施設、百貨店やスーパーなど大型店舗の一角にある独立した売り場（量販店のインショップ）、賃貸による直売施設等をいう。																						
出荷者数	農産物直売所に農産物又は農産加工品の販売を委託している農業経営体数をいい、農業協同組合等の組合員数や生産者グループ（任意組合を含む。以下同じ。）等を構成している個々の農業経営体数をいう。 なお、卸売市場等から買い取っている場合は、出荷者数には含まない。																						
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業 <table border="0"> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td><td>15a</td></tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td><td>350m²</td></tr> <tr> <td>③果樹栽培面積</td><td>10a</td></tr> <tr> <td>④露地花き栽培面積</td><td>10a</td></tr> <tr> <td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250m²</td></tr> <tr> <td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1頭</td></tr> <tr> <td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1頭</td></tr> <tr> <td>⑧豚飼養頭数</td><td>15頭</td></tr> <tr> <td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150羽</td></tr> <tr> <td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000羽</td></tr> <tr> <td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> (3) 農作業の受託の事業	①露地野菜作付面積	15a	②施設野菜栽培面積	350m ²	③果樹栽培面積	10a	④露地花き栽培面積	10a	⑤施設花き栽培面積	250m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1頭	⑦肥育牛飼養頭数	1頭	⑧豚飼養頭数	15頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15a																						
②施設野菜栽培面積	350m ²																						
③果樹栽培面積	10a																						
④露地花き栽培面積	10a																						
⑤施設花き栽培面積	250m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1頭																						
⑧豚飼養頭数	15頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模																						
農業協同組合等	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）及び農業協同組合が50%以上出資する子会社をいう。 なお、これらに加えて、農産加工にあっては、農業協同組合の加工																						

	場を使用している農業協同組合の下部組織及び生産者グループを含み、農産物直売所にあつては、生産者グループ並びに農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売する施設を開設している都道府県、市区町村（市町村及び特別区をいう。）、第3セクター、農業協同組合の下部組織及び民間企業を含む。
会社等	農業を営んでいる会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。ただし、農家（法人）を除き、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に規定する特例有限会社を含むほか、農業を営んでいる任意団体を含む。
農林漁業等体験活動	農作業体験、地引き網体験、養殖の体験、枝打ち、農水産物の加工、郷土料理づくり、調理の体験、木工細工、地域伝統行事への参加、森林散策等の体験活動をいう。
農業生産関連事業	「農産加工」、「消費者に直接販売」、「観光農園」、「農家民宿」等の農業生産に関連した事業をいう。 本調査においては、農業経営体又は農業協同組合等による以下の5事業をいう。
農産加工	農業経営体又は農業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいう。
農産物直売所	農業経営体又は農業協同組合等が、①自ら生産した農産物（構成員（組合員）が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所及び、②農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した場所又は施設をいう。 なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除く。
観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ、料金を得る事業をいう。
農家民宿	農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。
農家レストラン	農業経営体又は農業協同組合等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。